

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人岩手県立大学が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 岩手県立大学盛岡地区職員宿舍管理業務委託 一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 岩手県立大学盛岡駅西通職員宿舍（岩手県盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 2 番）
岩手県立大学北松園職員宿舍（岩手県盛岡市北松園 4 丁目 37 番）
- (5) この契約は、長期継続契約である。

2 入札参加資格

- (1) 本契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実があった後 2 年を経過していない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、法人職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - カ 契約の履行に当たり、アからオのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (2)のアからカのいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更正計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 岩手県知事が定める競争入札参加資格を有し、平成 28・29 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に登録している者で、設備の保守管理の登録を受けている者又は過去 3 年の間に国又は地方公共団体（国立大学法人、地方独立行政法人等を含む。以下同じ。）と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 岩手県に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(5)の資格を有している者であること。
- (7) 集合住宅において、延べ 100 戸以上又は延べ面積 10,000 平方メートル以上の建築物の施設管理（ビルメンテナンス）業務を、過去 3 年間で 12 月以上継続して履行した実績を有すること。
- (8) 入札書提出日から落札決定日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において、措置を受けた日から 1 月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定日までの間に、措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 5 時までに 15(2)の場所に各一部、提出しなければならない。

なお、仕様等について疑義がある場合は、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）の提出期限までの間に入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格申請書（様式第 1 号）

(イ) 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(ウ) 盛岡地区職員宿舍管理業務に関する履行実績証明書（様式第 2 号）

なお、本件調達の履行実績を有する者にあつては、当該証明書の証明者の記名押印を省略することができる。

(エ) 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第 3 号）

イ 業務が履行できることを証明する書類

(ア) 業務が履行できることの誓約書（様式第 4 号）

・国又は地方公共団体における同種業務の履行状況等

・従業員の労働福祉の状況等

(イ) 本件調達の主たる従事者に係る履歴書及び業務に必要な許可証、免状等の写し

(ウ) 業務実施体制（組織）図及び緊急時連絡体制図

(2) 提出書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出書類は、公立大学法人岩手県立大学において審査するものとし、仕様及び特質等を満たし、かつ、業務実施体制が整備され、業務を履行できると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

なお、提出書類の補足、補正等は認めるが、平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 5 時までとする。

また、審査結果は、平成 29 年 3 月 1 日（水）までに FAX により通知する。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があつた場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組員又はその会員の場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。その他、(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合
- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書を 7(1)の日時に 7(2)の場所に提出すること。
- (3) 郵送、電報、電送、その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札の不参加

3(3)により入札に参加できると認められた者は、入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合は、入札に参加しないことができる。この場合、事情を申し出る必要はないが、入札に参加できなかった事情について、後日調査することがある。

7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成 29 年 3 月 3 日（金）午後 4 時 00 分
- (2) 場所
公立大学法人岩手県立大学共通講義棟 1 階高等教育推進センター会議室
- (3) 入札の延期等
 - ア 天災、地変等により入札の執行が困難なときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を中止し、若しくは取りやめることがある。
 - イ 入札参加者が連合し、又は不隠な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合、既に入札が執行されているときは、入札を無効にすることがある。

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者が提出したもの
- (2) 調達件名及び入札金額のないもの
- (3) 入札参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの

- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のない事項又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確のもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印していないもの
- (8) 公告及び入札説明書に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの
- (9) その他入札に関する条件に違反したもの

10 入札書に関する事項

入札書は、本学で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 件名
- (5) 数量
- (6) 履行期間

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、別に定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に公立大学法人岩手県立大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは公立大学法人岩手県立大学に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する室等の名称及び所在地
公立大学法人岩手県立大学事務局総務室管財契約グループ
〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52 電話番号 019-694-2002